

熊本市上下水道事業運営審議会運営要綱

制定	平成17年12月	1日水道事業管理者決裁
改正	平成19年4月	1日水道事業管理者決裁
	平成21年4月	1日上下水道事業管理者決裁
	平成22年4月	1日上下水道事業管理者決裁
	平成24年4月	1日経営企画課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市上下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 水道事業、工業用水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の経営の現状及び将来に関すること。
- (2) 上下水道事業の経営の改善に関すること。
- (3) 顧客サービスに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、上下水道事業の運営に関し上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、6人以上8人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

4 委員が欠けたときは、補欠委員を置くことができる。この場合において、当該委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者に審議会への出席を求め、その意見を聴き、又は当該者に資料の提出を求めることができる。

(審議事項及び報告)

第6条 審議会は、上下水道事業の運営に対し、管理者から諮問を受けた事項について審議する。

2 審議会は、前項の審議の結果について、文書により管理者へ答申するものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、経営企画課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。